



第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価（概要）

第1次～第3次基本計画 期間の主な取組

重点課題1
支
損
害
回
復
・
經
濟
的

- ▶ 法テラスによる支援
- ▶ 損害賠償命令制度の創設
- ▶ 犯罪被害給付制度の拡充

重点課題2
回
精神
的
・
防
止
・
身
體
的
被
害
の

- ▶ カウンセリング費用の公費負担制度の全国整備
- ▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置
- ▶ 児童相談所、スクールカウンセラー等の被害少年等のための体制整備

重点課題3
関
刑
事
与
拡
手
續
等
へ
の

- ▶ 被害者参加制度の創設
- ▶ 被害者の視点を取り入れた教育
(刑事施設・少年院)
- ▶ しょく罪指導プログラム
(保護観察対象者)
- ▶ 更生保護における意見等聴取制度、心情等伝達制度、被害者等通知制度の創設

重点課題4
の
支
援
制
度
整
備
等
の
た
め

- ▶ 条例制定の促進
- ▶ 総合的対応窓口の全地方公共団体での設置

重点課題5
配
慮
・
國
民
の
理
解
確
保

- ▶ 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発
- ▶ 学校における教育の推進

第4次基本計画期間の主な取組

※第1次～第3次計画から継続している取組は省略

▶ 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設（R6.4）

- ・犯罪被害者等に対し、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う（R8.1施行）

▶ 犯罪被害給付制度の抜本的強化（R6.6）

- ・給付水準の大幅な引上げ
(幼いこどもを亡くした両親の受給額が1060万円に)

▶ 警察における各種公費負担制度の充実

- ・カウンセリング費用・一時避難場所借上げに要する経費・ハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度に関し、全国同水準を確保

▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化等

- ・夜間休日コールセンターの設置（R3.10）
- ・全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の通話料無料化（R4.11）

▶ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- ・しょく罪指導プログラムの充実（R4.10）
- ・刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始（R5.12）
- ・保護観察所における被害者等の心情等聴取・伝達制度の運用開始（R5.12）

▶ 全ての都道府県での条例制定（R6.4）

※ 863市町村（約50%）で制定（R6.4）

▶ 地方における途切れない支援の提供体制の強化

- ・多機関ワンストップサービスの基本的な考え方の整理、体制整備に向けた具体的な取組（R6.4～）

▶ 様々な媒体を通じた広報啓発活動

- ・インターネットやSNS等の活用

第4次基本計画の評価

経済的支援等について大きな進展があったが、引き続きの取組が必要

⇒ 第5次計画
ポイント
【3】
【4】

必要な実態把握に加え、犯罪被害者等の要望を踏まえた制度の改善等の更なる施策の検討

⇒ 第5次計画
ポイント
【1】
【2】

精神的・身体的被害の回復・防止のために必要な支援等を提供する体制構築が進展

⇒ 第5次計画
ポイント
【1】
【2】

犯罪被害者等の心情を考慮した加害者処遇の仕組みの制度化等、刑事手続への関与拡充の取組が進展

⇒ 第5次計画
ポイント
【5】
【6】

地方における多機関ワンストップサービス体制の整備・充実が必要

⇒ 第5次計画
ポイント
【1】
【2】

国民の理解増進等の広がりは今なお途上

⇒ 第5次計画
ポイント
【2】
【3】

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）の実施状況の評価（案）

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等	講じられた主な施策（〔 〕内は施策番号）																			
	日本司法支援センターによる支援	法テラスにおいて、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等の支援が行われた。																		
	[1・2]	また、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介が行われたほか、犯罪被害者支援に携わる職員等に対し研修が実施された。																		
	<p style="text-align: center;">精通弁護士紹介件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>1,181 件</td><td>1,529 件</td><td>2,516 件</td><td>2,711 件</td></tr> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1,181 件	1,529 件	2,516 件	2,711 件							
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																	
1,181 件	1,529 件	2,516 件	2,711 件																	
精通弁護士名簿登載者数（各年4月1日現在）																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> <tr> <td>3,869 人</td><td>3,925 人</td><td>3,963 人</td><td>4,019 人</td><td>4,073 人</td></tr> </table>						令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	3,869 人	3,925 人	3,963 人	4,019 人	4,073 人					
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																
3,869 人	3,925 人	3,963 人	4,019 人	4,073 人																
損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 [3]	犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度について、犯罪被害者等向けのパンフレットやDVDによる周知が行われた。																			
	<p style="text-align: center;">損害賠償命令制度の運用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr> <tr> <td>新受</td><td>308 件</td><td>284 件</td><td>311 件</td><td>391 件</td></tr> <tr> <td>既済</td><td>344 件</td><td>281 件</td><td>282 件</td><td>368 件</td></tr> </table>						令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	新受	308 件	284 件	311 件	391 件	既済	344 件	281 件	282 件	368 件
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																
新受	308 件	284 件	311 件	391 件																
既済	344 件	281 件	282 件	368 件																
受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することができるについて、刑執行開始時における指導等の際に告知されたほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、周知が図られた。																				
ある旨の周知[9]	<p style="text-align: center;">作業報奨金の被害者送金の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr> <tr> <td>件数</td><td>233 件</td><td>217 件</td><td>262 件</td><td>336 件</td></tr> <tr> <td>金額</td><td>3,507,200 円</td><td>3,062,500 円</td><td>3,591,170 円</td><td>4,633,982 円</td></tr> </table>						令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	件数	233 件	217 件	262 件	336 件	金額	3,507,200 円	3,062,500 円	3,591,170 円	4,633,982 円
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																
件数	233 件	217 件	262 件	336 件																
金額	3,507,200 円	3,062,500 円	3,591,170 円	4,633,982 円																
※被害者送金の目的は必ずしも損害賠償に限らない。																				

2 給付金の 支給に係 る制度の 充実等	犯罪被害給 付制度の運 用改善[13]	<p>警察庁から都道府県警察に対し、教示の原則、適正かつ迅速な裁定等、適正な犯罪被害給付制度の運用について指導がなされた。令和5年7月には、警察庁から都道府県警察に対し、「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について（通達）」（令和5年7月24日付け警察庁長官官房教養厚生課長通達）が発出され、仮給付の更なる推進が指示された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">仮給付決定に係る犯罪被害者数</th></tr> <tr> <th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18人</td><td>28人</td><td>41人</td><td>43人</td></tr> </tbody> </table>	仮給付決定に係る犯罪被害者数				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	18人	28人	41人	43人
仮給付決定に係る犯罪被害者数														
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度											
18人	28人	41人	43人											
<p>このほか、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定。以下「令和5年6月推進会議決定」という。）に基づく取組として、令和6年6月、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）が改正され、各給付基礎額の最低額が引き上げられるとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額が新設され、例えば、幼いこどもが犯罪被害により亡くなった場合にその両親に対して支給される遺族給付金について、320万円であったものが1,060万円になるなど、給付水準が大幅に引き上げられた。</p>														
性犯罪被害 者の医療費 の負担軽減 [14] カウンセリ ング等心理 療法の費用 の負担軽減 等[15]		<p>警察庁において、都道府県警察における性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用及び犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費の補助に係る予算が措置されるとともに、できる限り全国的に同水準を確保し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察に対し指導がなされた。</p> <p>その結果、各制度の利用が進んでいるほか、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担については投薬料及び入院費の支給が可能となつた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の利用件数</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,249件</td><td>5,139件</td><td>6,862件</td><td>7,229件</td></tr> </tbody> </table>	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の利用件数				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4,249件	5,139件	6,862件	7,229件
性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の利用件数														
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度											
4,249件	5,139件	6,862件	7,229件											
<p>犯罪被害者等のカウンセリング費用の 公費負担制度の利用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,033回</td><td>2,338回</td><td>3,466回</td><td>4,368回</td></tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2,033回	2,338回	3,466回	4,368回						
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度											
2,033回	2,338回	3,466回	4,368回											

地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等[17]	警察庁から地方公共団体に対し、職員を対象とする会議や研修等の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入が要請されるとともに、メールマガジン等を通じ、これらの制度の導入状況について情報提供が行われた。 見舞金の支給制度の導入状況（各年4月1日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県（全47）</td><td>8</td><td>13</td><td>16</td><td>21</td><td>23</td></tr> <tr> <td>政令指定都市（全20）</td><td>9</td><td>12</td><td>14</td><td>17</td><td>20</td></tr> <tr> <td>市区町村（全1,721）</td><td>377</td><td>464</td><td>631</td><td>863</td><td>1,097</td></tr> <tr> <td>対前年増加率</td><td>+27.1%</td><td>+24.1%</td><td>+35.2%</td><td>+36.3%</td><td>+26.5%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>都道府県による 市区町村補助</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> </table> <p>※ 令和7年の数値は集計時点の暫定値</p>		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	都道府県（全47）	8	13	16	21	23	政令指定都市（全20）	9	12	14	17	20	市区町村（全1,721）	377	464	631	863	1,097	対前年増加率	+27.1%	+24.1%	+35.2%	+36.3%	+26.5%	都道府県による 市区町村補助	3	5	4	4	4
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																
都道府県（全47）	8	13	16	21	23																																
政令指定都市（全20）	9	12	14	17	20																																
市区町村（全1,721）	377	464	631	863	1,097																																
対前年増加率	+27.1%	+24.1%	+35.2%	+36.3%	+26.5%																																
都道府県による 市区町村補助	3	5	4	4	4																																

3 居住の安 定	公営住宅へ の優先入居 等[20~24]	<p>国土交通省から地方公共団体に対し、犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とするとの積極的な検討や保証人確保を求めるなどの配慮を要請する通知が発出されるとともに、通知の内容について、地方公共団体担当者を対象とする研修会等において周知が行われたほか、犯罪被害者等を優先入居対象としている団体の情報の共有がなされた。</p> <p>犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等の状況 (各年 12月 1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先入居</td><td>711 件</td><td>723 件</td><td>769 件</td><td>771 件</td></tr> <tr> <td>目的外使用</td><td>66 件</td><td>83 件</td><td>187 件</td><td>168 件</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 都道府県及び政令指定都市に限る。</p> <p>公営住宅等の入居に際して配慮を行う制度の導入状況 (各年 4月 1日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県 (全 47)</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr> <tr> <td>政令市 (全 20)</td><td>18</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr> <td>市区町村 (全 1,721)</td><td>428</td><td>489</td><td>592</td><td>733</td><td>782</td></tr> <tr> <td>導入割合</td><td>27.6%</td><td>31.1%</td><td>36.9%</td><td>44.7%</td><td>47.5%</td></tr> <tr> <td>対前年増加率</td><td>+13.6%</td><td>+12.8%</td><td>+18.5%</td><td>+21.4%</td><td>+6.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年度の数値は集計時点の暫定値</p> <p>このほか、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、制度の周知が行われたほか、居住支援協議会及び居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助が実施された。また、令和6年には、市区町村による居住支援協議会設置の努力義務化や住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制を整備すること等を内容とする住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）が成立した。</p>		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	優先入居	711 件	723 件	769 件	771 件	目的外使用	66 件	83 件	187 件	168 件		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	都道府県 (全 47)	47	47	47	47	47	政令市 (全 20)	18	20	20	20	20	市区町村 (全 1,721)	428	489	592	733	782	導入割合	27.6%	31.1%	36.9%	44.7%	47.5%	対前年増加率	+13.6%	+12.8%	+18.5%	+21.4%	+6.1%
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																	
優先入居	711 件	723 件	769 件	771 件																																																	
目的外使用	66 件	83 件	187 件	168 件																																																	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																																
都道府県 (全 47)	47	47	47	47	47																																																
政令市 (全 20)	18	20	20	20	20																																																
市区町村 (全 1,721)	428	489	592	733	782																																																
導入割合	27.6%	31.1%	36.9%	44.7%	47.5%																																																
対前年増加率	+13.6%	+12.8%	+18.5%	+21.4%	+6.1%																																																
4																																																					

被害直後及び中期的な居住場所の確保 [25～30]	女性相談支援センター（旧婦人相談所）や民間のシェルター等における犯罪被害女性等の一時保護について、個々の状況に応じた柔軟な対応や都道府県域を超えた広域的な対応が行われるなど、制度が適切に運用された。																
	女性相談支援センターにおける一時保護の実施状況																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護女性本人の一時保護人数</td><td>3,093 人</td><td>2,963 人</td><td>3,061 件</td></tr> <tr> <td>同伴家族の一時保護人数</td><td>2,444 人</td><td>2,328 人</td><td>2,395 件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,537 人</td><td>5,291 人</td><td>5,456 件</td></tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	要保護女性本人の一時保護人数	3,093 人	2,963 人	3,061 件	同伴家族の一時保護人数	2,444 人	2,328 人	2,395 件	合計	5,537 人	5,291 人	5,456 件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
要保護女性本人の一時保護人数	3,093 人	2,963 人	3,061 件														
同伴家族の一時保護人数	2,444 人	2,328 人	2,395 件														
合計	5,537 人	5,291 人	5,456 件														
	また、児童相談所における虐待を受けたこども等の一時保護についても、迅速な安全確保のためのガイドラインの改正、一時保護施設における個別対応のための環境改善等が行われた。																
	児童相談所における一時保護の実施状況																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時保護施設における一時保護延べ日数</td><td>862,864 日</td><td>943,739 日</td><td>951,167 日</td></tr> <tr> <td>所内一時保護件数</td><td>26,358 件</td><td>26,959 件</td><td>27,825 件</td></tr> <tr> <td>一時保護委託件数</td><td>23,526 件</td><td>25,452 件</td><td>27,597 件</td></tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	一時保護施設における一時保護延べ日数	862,864 日	943,739 日	951,167 日	所内一時保護件数	26,358 件	26,959 件	27,825 件	一時保護委託件数	23,526 件	25,452 件	27,597 件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
一時保護施設における一時保護延べ日数	862,864 日	943,739 日	951,167 日														
所内一時保護件数	26,358 件	26,959 件	27,825 件														
一時保護委託件数	23,526 件	25,452 件	27,597 件														
	さらに、都道府県警察において運用されている、自宅が居住困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費に係る公費負担制度については、警察庁において、当該制度に要する経費の補助に係る予算が措置されるとともに、できる限り全国的に同水準を確保し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察に対し指導がなされ、宿泊日数や支給額の上限の撤廃又は上限を超える場合でも必要に応じた柔軟な対応が可能となった。																

4 雇用の安 定	犯罪被害者 等の精神 的・身体的 被害から の回復等のた めの休暇制 度の周知・ 啓発[37]	<p>犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度（以下「犯罪被害者等のための休暇制度」という。）の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイトにおいて紹介するとともに、制度の意義等について解説した動画、リーフレット等を同ウェブサイトに掲載するなど、周知・啓発のための取組が講じられた。</p> <p>犯罪被害者等のための休暇制度の企業における認知度</p> <table border="1" data-bbox="541 518 1346 664"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業における 認知度</td><td>11.6%</td><td>8.7%</td><td>9.4%</td><td>9.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査による。</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	企業における 認知度	11.6%	8.7%	9.4%	9.6%
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
企業における 認知度	11.6%	8.7%	9.4%	9.6%								
評価 <p>犯罪被害者等給付金の引上げ、公費負担制度の平準化の進展、地方公共団体における見舞金の支給制度の導入進展等、経済的支援について大きな進展が見られた。地方公共団体における見舞金の支給制度や公営住宅等の入居に際して配慮を行う制度の増加状況からは、計画期間を通じて、地方公共団体における犯罪被害者等支援の広がりが生まれていることが見てとれる。</p> <p>一方で、一義的な責任を有する加害者自身から賠償が行われることが重要である中、加害者から十分な賠償は得られていないとの指摘があることから、刑の執行段階等及び保護観察における損害回復に向けた指導等について、必要な実態把握を行った上で、加害者による損害賠償の履行の促進に関する取組を進めるほか、損害賠償命令制度等の利用促進に向けたその周知等の取組を含め更なる施策を検討していくことが必要である。また、経済的支援等についても、引き続き犯罪被害者等のニーズや支援の実態も踏まえながら、その十分な利活用や必要な改善を図っていく必要がある。さらに、犯罪被害者等のための休暇制度については、認知度が低調である中、犯罪被害者等のニーズに立脚しつつ、企業における具体的な制度導入の検討が行われるよう、実効的な取組・制度を検討していく必要がある。</p>												

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

講じられた主な施策 ([] 内は施策番号)																																																							
1 保健医 療サー ビス及 び福祉 サービ スの提 供	<p>被害少年等 のための治 療等の専門 家の養成、 体制整備及 び施設の増 強に資する 施策の実施 [48]</p> <p>被害少年等 に対する学 校における 教育相談体 制の充実等 [53]</p> <p>警察におけ る性犯罪被 害者に対す るカウンセ リングの充 実[56]</p>																																																						
	<p>児童相談所の職員配置状況について、体制が拡充されたほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」やSNS相談「親子のための相談LINE」の運用がなされるとともに、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等が創設された。</p> <p>児童相談所の設置状況・職員配置状況 （各年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童相談所数</td><td>225所</td><td>228所</td><td>232所</td><td>234所</td><td>240所</td></tr> <tr> <td>児童福祉司数</td><td>5,168人</td><td>5,783人</td><td>6,138人</td><td>6,482人</td><td>6,866人</td></tr> <tr> <td>児童心理司数</td><td>2,071人</td><td>2,347人</td><td>2,623人</td><td>2,911人</td><td>3,167人</td></tr> </tbody> </table> <p>また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況についても、体制が拡充された。</p> <p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー の配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクール カウンセラー</td><td>9,948人</td><td>10,255人</td><td>10,678人</td><td>11,225人</td></tr> <tr> <td>スクール ソーシャルワーカー</td><td>3,091人</td><td>3,241人</td><td>3,747人</td><td>4,015人</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 経費を補助した任用に限る。 ※ 令和6年度の数値は集計時点の暫定値</p> <p>都道府県警察における部内カウンセラーの配置が整備され、警察におけるカウンセリング体制が拡充された。</p> <p>また、全ての都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用された。</p> <p>部内カウンセラーの配置状況 （各年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45 都道府県 警察</td><td>46 都道府県 警察</td><td>47 都道府県 警察</td><td>47 都道府県 警察</td><td>47 都道府県 警察</td></tr> <tr> <td>185人 (126人)</td><td>177人 (132人)</td><td>182人 (145人)</td><td>209人 (167人)</td><td>209人 (170人)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員の人数 (内数)</p>		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	児童相談所数	225所	228所	232所	234所	240所	児童福祉司数	5,168人	5,783人	6,138人	6,482人	6,866人	児童心理司数	2,071人	2,347人	2,623人	2,911人	3,167人		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	スクール カウンセラー	9,948人	10,255人	10,678人	11,225人	スクール ソーシャルワーカー	3,091人	3,241人	3,747人	4,015人	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	45 都道府県 警察	46 都道府県 警察	47 都道府県 警察	47 都道府県 警察	47 都道府県 警察	185人 (126人)	177人 (132人)	182人 (145人)	209人 (167人)	209人 (170人)
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																																		
児童相談所数	225所	228所	232所	234所	240所																																																		
児童福祉司数	5,168人	5,783人	6,138人	6,482人	6,866人																																																		
児童心理司数	2,071人	2,347人	2,623人	2,911人	3,167人																																																		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																			
スクール カウンセラー	9,948人	10,255人	10,678人	11,225人																																																			
スクール ソーシャルワーカー	3,091人	3,241人	3,747人	4,015人																																																			
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																																			
45 都道府県 警察	46 都道府県 警察	47 都道府県 警察	47 都道府県 警察	47 都道府県 警察																																																			
185人 (126人)	177人 (132人)	182人 (145人)	209人 (167人)	209人 (170人)																																																			

	<p>ワンストップ支援センターの体制強化 [59～63]</p>	<p>内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化等の運営の安定化及び質の向上が図られた。また、全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」やSNS相談「Cure time(キュアタイム)」が運用されたほか、令和3年10月に夜間相談や緊急対応のため「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」が設置される、令和4年11月からワンストップ支援センターの通話料が無料化されるなど、相談支援体制の充実が図られた。</p> <p>性犯罪・性暴力被害者からの相談件数</p> <table border="1" data-bbox="520 653 1271 923"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワンストップ支援センターへの相談件数</td><td>58,771 件</td><td>63,091 件</td><td>69,100 件</td></tr> <tr> <td>「Cure time」への相談件数</td><td>1,317 件</td><td>4,281 件</td><td>3,736 件</td></tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	ワンストップ支援センターへの相談件数	58,771 件	63,091 件	69,100 件	「Cure time」への相談件数	1,317 件	4,281 件	3,736 件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
ワンストップ支援センターへの相談件数	58,771 件	63,091 件	69,100 件											
「Cure time」への相談件数	1,317 件	4,281 件	3,736 件											
<p>2 安全の確保</p>	<p>判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討[72]</p>	<p>法務省において、被害者等通知制度が適切に運用されたほか、令和5年12月から、保護観察中の処遇状況に関する事項として、しょく罪指導プログラムの実施状況等が犯罪被害者等に新たに通知されることとなった。</p>												
	<p>犯罪被害者等に関する情報の保護[83]</p>	<p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号)が令和6年2月から施行され、捜査段階、公判段階及び判決後の各段階における犯罪被害者等の個人特定事項(氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項)の秘匿措置に関する規定が整備され、捜査段階から判決後の段階に至るまで、一貫して犯罪被害者等の個人特定事項を保護することができるようになった。</p>												

	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等 [92～98]	<p>前記のとおり、児童相談所の体制強化、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、こども家庭センターの創設等の体制整備がなされた。</p> <p>また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が令和6年4月から施行され、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされた。</p>
3 保護、 捜査、 公判等 の過程 における配慮 等	職員等に対する研修の充実等 [106～119]	<p>犯罪被害者等支援に関わる行政機関の職員、捜査機関の職員等に対して、二次的被害の防止や相談等への対応能力の向上のための研修が実施された。</p>
評価		
<p>警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、学校といった犯罪被害者等の相談を受ける機関の体制が充実し、また、公費負担によるカウンセリングの実施件数も増加しており、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要なケア・支援等を提供する体制が構築されてきている。また、犯罪被害者等の情報を保護するための制度整備も図られた。</p> <p>引き続き、犯罪被害者等に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供を推進する必要があるほか、ストーカー被害等の再被害を受けるおそれの高い事案について、被害者の安全を確保するための取組を強化していくこと、男性、性的マイノリティを含む性犯罪・性暴力被害者への支援を充実させていくこと、二次的被害からの防止・回復のために犯罪被害者等の支援に携わる者の理解増進や対応能力向上等の取組を進めていくことも必要である。</p>		

第3 刑事手続への関与拡充への取組

講じられた主な施策 ([] 内は施策番号)																																											
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	<p>加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実 [154～158]</p> <p>矯正施設においては、収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付け、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導が実施された。</p> <p>また、刑事施設においては、令和5年12月から、入所から出所まで継続した指導を実施できるように改訂したプログラムによる指導が開始された。</p> <p>さらに、令和4年6月に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）及び少年院法（平成26年法律第58号）が改正され、新たに矯正施設における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度が導入され、令和5年12月から運用が開始された。</p> <p style="text-align: center;">刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の受講開始人員ⁱ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和3年度</th><th style="text-align: center;">令和4年度</th><th style="text-align: center;">令和5年度</th><th style="text-align: center;">令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">468人</td><td style="text-align: center;">530人</td><td style="text-align: center;">481人</td><td style="text-align: center;">423人</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」の受講修了人員ⁱⁱ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和3年ⁱⁱⁱ</th><th style="text-align: center;">令和4年度</th><th style="text-align: center;">令和5年度</th><th style="text-align: center;">令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">48人</td><td style="text-align: center;">41人</td><td style="text-align: center;">45人</td><td style="text-align: center;">63人</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">矯正施設における心情等聴取・伝達制度の利用状況 (令和6年1月～令和6年12月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">刑事施設</th><th style="text-align: center;">少年院</th><th style="text-align: center;">合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受理</td><td style="text-align: center;">95件</td><td style="text-align: center;">38件</td><td style="text-align: center;">133件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴取</td><td style="text-align: center;">96件</td><td style="text-align: center;">39件</td><td style="text-align: center;">135件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">伝達</td><td style="text-align: center;">92件</td><td style="text-align: center;">37件</td><td style="text-align: center;">129件</td></tr> </tbody> </table> <p>保護観察所においては、犯罪被害者等の心情や状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度の適切な運用が図られた。</p> <p style="text-align: center;">保護観察対象者に係る心情等聴取・伝達件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和3年</th><th style="text-align: center;">令和4年</th><th style="text-align: center;">令和5年</th><th style="text-align: center;">令和6年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">182件</td><td style="text-align: center;">170件</td><td style="text-align: center;">154件</td><td style="text-align: center;">181件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 令和5年11月までは、心情等伝達制度による伝達件数を計上</p> <tr> <td>犯罪被害者等の視点に立つ</td><td>令和4年6月に更生保護法（平成19年法律第88号）が改正され（令和5年12月施行）、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方</td></tr>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	468人	530人	481人	423人	令和3年 ⁱⁱⁱ	令和4年度	令和5年度	令和6年度	48人	41人	45人	63人		刑事施設	少年院	合計	受理	95件	38件	133件	聴取	96件	39件	135件	伝達	92件	37件	129件	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	182件	170件	154件	181件	犯罪被害者等の視点に立つ	令和4年6月に更生保護法（平成19年法律第88号）が改正され（令和5年12月施行）、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																								
468人	530人	481人	423人																																								
令和3年 ⁱⁱⁱ	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																								
48人	41人	45人	63人																																								
	刑事施設	少年院	合計																																								
受理	95件	38件	133件																																								
聴取	96件	39件	135件																																								
伝達	92件	37件	129件																																								
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																								
182件	170件	154件	181件																																								
犯罪被害者等の視点に立つ	令和4年6月に更生保護法（平成19年法律第88号）が改正され（令和5年12月施行）、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方																																										

	<p>た保護観察処遇の充実 [159～162]</p> <p>法として追加されるとともに、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとっていた行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告又は当該事実に関する資料を提示することが保護観察における遵守事項の類型に追加された。</p> <p>これらを踏まえた保護観察官等による指導監督として、保護観察対象者が、具体的な賠償計画を立てて、犯罪被害者等に慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう指導するなどの取組が実施されている。</p>
評価	
<p>令和4年6月の法改正等により、犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の仕組みが制度化されるなど、犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充への取組が進展したものと評価でき、また、犯罪被害者等の損害回復にもつながることが期待される。一方で、対応する職員の犯罪被害者等に対する理解を増進させることや対応力を強化すること、犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の必要性が指摘されていることから、制度の施行状況や制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえながら、取組の更なる充実に向けて検討していく必要がある。</p>	

第4 支援等のための体制整備への取組

講じられた主な施策 ([] 内は施策番号)																																					
1 相談及び 情報の提 供等	<p>地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 [166]</p> <p>警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報の警察庁ウェブサイトへの掲載や、同条例等の制定状況、これに基づく主な支援施策等を紹介するメールマガジンの配信に加え、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の提供といった、地方公共団体に対する情報提供等が行われた。</p> <p>犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況 (各年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県（全47）</td><td>32</td><td>39</td><td>46</td><td>47</td><td>47</td></tr> <tr> <td>政令指定都市（全20）</td><td>8</td><td>11</td><td>13</td><td>16</td><td>18</td></tr> <tr> <td>市区町村（全1,721）</td><td>384</td><td>453</td><td>606</td><td>847</td><td>1,083</td></tr> <tr> <td>導入割合</td><td>23.7%</td><td>28.1%</td><td>37.2%</td><td>50.9%</td><td>64.2%</td></tr> <tr> <td>対前年増加率</td><td>+19.8%</td><td>+18.6%</td><td>+32.2%</td><td>+36.8%</td><td>+26.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年以降は、犯罪被害者等支援を目的とした条例のほかに犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例も計上している。</p> <p>※ 令和7年の数値は集計時点の暫定値</p> <p>地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進 [168]</p> <p>警察庁から地方公共団体に対し、地方公共団体の職員を対象とする会議や研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実を要請するとともに、令和5年6月推進会議決定に基づく取組として、総合的対応窓口の機能強化を含む地方におけるワンストップサービスの実現に向け、都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう都道府県を対象とした補助金事業が創設されるとともに、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」の作成・提供、犯罪被害者等支援コーディネーターを対象とする研修等の取組が行われた。</p> <p>地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化 [169]</p> <p>警察庁において、地方公共団体の職員を対象とする会議や研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用に向けた働き掛けが行われるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の職能団体に対する協力依頼の働き掛けが行われた。</p> <p>被害者支援連絡協議会</p> <p>各都道府県の「被害者支援連絡協議会」や警察署等を単位とした「被害者支援地域ネットワーク（連絡協議会）」が開催され、犯罪被害者等</p>		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	都道府県（全47）	32	39	46	47	47	政令指定都市（全20）	8	11	13	16	18	市区町村（全1,721）	384	453	606	847	1,083	導入割合	23.7%	28.1%	37.2%	50.9%	64.2%	対前年増加率	+19.8%	+18.6%	+32.2%	+36.8%	+26.2%
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																
都道府県（全47）	32	39	46	47	47																																
政令指定都市（全20）	8	11	13	16	18																																
市区町村（全1,721）	384	453	606	847	1,083																																
導入割合	23.7%	28.1%	37.2%	50.9%	64.2%																																
対前年増加率	+19.8%	+18.6%	+32.2%	+36.8%	+26.2%																																

	及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進[183]	による講演や関係機関・団体における相互連携のための協議が行われるとともに、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的な事例を想定したシミュレーション訓練が行われた。
	SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化[194]	総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数が高止まり傾向にある中で、令和3年度から同センターの相談員の増員等の体制強化が図られるとともに、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制が構築され、各機関の取組に関する相互理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携が図られた。
	弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討[209]	令和5年6月推進会議決定等を踏まえ、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた具体的な検討を行うなどし、令和6年4月、同制度を創設することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が成立した。
2 調査研究の推進等	犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施[228]	警察庁において、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、令和5年12月に「犯罪被害類型別等調査」が実施され、その結果が取りまとめられた。
	配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施[229]	内閣府において、令和4年度に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者支援状況等の調査が実施された。また、令和5年度に配偶者等からの暴力の被害経験等、男女間ににおける暴力による被害の実態把握に関する調査が実施された。
	法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等	法務省において、毎年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果が犯罪白書に掲載されている。また、犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析として、令和5年度から、第6回犯罪被害実態（暗数）調

	施策に関する調査の実施[230]	査等が実施されている。
	犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施[231]	厚生労働省において、令和2年度から令和4年度まで、厚生労働科学研究で「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ（心的外傷）への対応の実態把握と指針開発のための研究」が行われたほか、令和5年度からは「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケア活用促進のための研究」が行われている。
	児童虐待防止対策に関する調査研究の実施[232]	こども家庭庁において、「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」等の児童虐待防止対策に関する必要な調査研究が毎年度実施された。
3 民間の団体に対する支援の充実[242～243]	民間の団体に対する支援の充実[242～243]	民間被害者支援団体に対しては、講師の派遣や会場の借上げ等の支援が行われたほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費が予算措置され、同団体への財政援助が行われた。 このほか、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣等の支援が行われた。
評価		
<p>犯罪被害者等支援を目的とした条例等が全ての都道府県で制定されるとともに、政令指定都市及び市区町村における制定も進み、着実に増加している。また、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等に対し、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的に援助を行うための犯罪被害者等支援弁護士制度を創設する法改正が行われるなど法テラスによる支援体制の強化も図られた。</p> <p>さらに、地方における途切れない支援を提供するための体制として、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの基本的な考え方が示され、具体的な体制整備の取組が進められたことは、第4次犯罪被害者等基本計画の期間中の大きな進展であり、今後、更なる整備・充実に向けて取り組むべき課題でもある。また、犯罪被害者等への直接支援に当たっている民間の団体に対しては財政援助も含めた各種支援が行われたが、多機関ワンストップサービスの中で重要な役割を果たす中、支援の担い手の確保等が課題となっている。これらを踏まえ、犯罪被害者等に対する支援のための体制整備に更に取り組んでいく必要がある。</p>		

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

講じられた主な施策 ([] 内は施策番号)	
1 国民 の理 解の 増進	性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進[254] 文部科学省において、幼稚期・小学校・中学校・高校の各段階に応じて授業等で活用できる教材等の作成・公表、モデル事業の実施や事例集の作成・公表等、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開が進められた。
	犯罪被害者等による講演会の実施 [256] 毎年度、警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」が開催され、また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、警察庁主催の作文コンクールが開催された。
	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施[258] 犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた集中的な広報啓発活動が実施された。
評価	
<p>犯罪被害者週間に合わせて犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発活動が実施されたほか、インターネットやSNS等の様々な媒体を通じた広報啓発活動、学校における教育等によって、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進等に向けた取組が行われた。</p> <p>犯罪被害者等施策を実施していくに当たり、国民の理解や協力は必要不可欠であり、国民の理解の増進等の広がりは今もなお途上にあることから、今後、更に取組を強化していく必要がある。</p>	

○総括

第4次犯罪被害者等基本計画は、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これらの施策にあっては、各重点課題の項目ごとの評価で述べたように、犯罪被害給付制度の抜本的強化をはじめとした経済的支援等の取組、刑の執行段階等及び保護観察における犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の取組、地方公共団体における条例制定等の支援の現場における体制整備の取組等、本計画期間中の犯罪被害者等支援の取組は大きく進展した。

こうした第4次犯罪被害者等基本計画の計画期間中の取組を含め、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）の策定以降、約20年にわたり、犯罪被害者等のための各種施策が講じられてきた。一方で、犯罪被害者等は犯罪被害により精神的に過酷な状況に置かれる中で、自らや家族がいかなる支援を必要とする状態にあるのか気付き得ない、支援を受ける方法が分からぬなどの理由から、支援のための制度等の利用に至らない場合もある。そのため、第5次犯罪被害者等基本計画の計画期間中においては、犯罪被害者等が必要とする支援を漏れなく利用できる途切れぬ支援を提供する体制整備の充実強化を進めることが必要となる。

また、犯罪被害者等施策を推進するとともに、犯罪被害者等の被害回復を進めるためには、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させることや、国民の犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保していくことが必要となるが、国民の理解の増進等の広がりは今もなお途上にある。したがって、国民の理解の増進等を進めるための取組を更に強化していくことが必要となる。

さらに、損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組及び刑事手続等への関与拡充への取組についても、各取組についての評価で述べたとおり、依然として犯罪被害者等からの要望が寄せられていること等を踏まえ、取組の更なる充実に向けた検討を進めていく必要がある。

加えて、犯罪被害者等施策に対する国民の理解を増進させるために、犯罪被害者等が置かれた状況や各種施策の実施状況についての実態把握を行い、類型化・体系化するなどして分かりやすく国民に示していく必要がある。従前、犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価は、講じられた主な施策について定性的な評価を行うものであったところ、第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価に当たっては、施策の実施状況について可能な限り定量的な把握を行った。これにより、施策の実施状況の把握は容易になったものの、一方で、把握された数字それ自体の大小や増減をもって直ちに評価することが適切ではない場合もある。したがって、第5次犯罪被害者等基本計画の策定及びその評価に当たっては、あらかじめ、施策の進捗状況を評価する指標を設定することを検討するなど、更に効果的な施策の実施状況の評価の在り方を検討していく必要がある。

※ 割合（%）で示した数値については、いずれも小数点第2位以下を四捨五入している。

¹ 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」は、被害者の命を奪い、又はその心身に重

大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる必要がある者を対象として実施している。なお、参考値として、「被害者の視点を取り入れた教育」の対象となり得る罪に係る令和6年次の新受刑者数は、殺人158名、傷害致死76名、強盗・不同意性交等及び同致死11名、不同意わいせつ・同致死傷148名、不同意性交等・同致死傷313名、危険運転致死傷40名、過失運転致死傷177名、強盗致死傷149名であった。

ⁱⁱ 少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」は、被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を起こし、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者を対象として実施している。なお、参考値として、「被害者の視点を取り入れた教育」の対象となり得る主な非行名に係る令和6年次の新収容者数は、殺人12名、傷害致死0名、強盗・不同意性交等及び同致死0名、不同意わいせつ・同致死傷47名、不同意性交等・同致死傷66名、危険運転致死傷13名、過失運転致死傷34名、強盗致死傷87名であった。

ⁱⁱⁱ 令和3年の人員は、暦年で集計しており、参考値。